

平成30年3月2日

(一社)全日本木材市場連盟
会員 各位

(一社)全日本木材市場連盟事務局

お世話になっております。

さて、農林水産省、国税庁並びに中小企業庁から、消費税軽減税率制度等説明会の開催等について、下記のとおり広報・周知等の協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

記

●説明会の開催日程及び相談窓口の案内

2. 説明会の開催日程及び相談窓口の案内へのご協力

貴団体及び傘下の各団体におかれては、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程〔参考1〕の周知にご協力をお願いいたします。また、傘下の各団体及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口〔参考2〕をご紹介しますよう、お願いいたします。

[参考1：説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>
(国税庁のホームページは平成30年3月末に改定を予定しており、改定後は特設サイトのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。)

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
 - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
0570-030-456（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
 - ・ 最寄り（又は所轄）の税務署（電話相談センター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
- レジ導入・システム改修等の支援に関する相談
軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問い合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

● 広報資料の配布

(2) 会員事業者に対する広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」（別添資料）
国税庁ホームページ（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/>

● 各支部等で説明会開催を検討する場合の講師派遣依頼先

別紙2

別紙2

軽減税率制度に係る説明会の講師派遣依頼先一覧

都道府県	国税局 担当部署	連絡先
北海道	札幌国税局 消費税課 軽減税率制度係	(011) 231-5011 (内線4250)
青森県・岩手県・宮城県 ・秋田県・山形県・福島県	仙台国税局 消費税課 軽減税率制度係	(022) 263-1111 (代表電話(※))
茨城県・栃木県・群馬県 ・埼玉県・新潟県・長野県	関東信越国税局 消費税課 軽減税率制度係	(048) 600-3111 (内線2497)
千葉県・東京都 ・神奈川県・山梨県	東京国税局 消費税課 軽減税率制度係	(03) 3542-2111 (内線3094・3095)
静岡県・愛知県 ・岐阜県・三重県	名古屋国税局 消費税課 軽減税率制度係	(052) 951-3511 (内線5250)
富山県・石川県・福井県	金沢国税局 消費税課 軽減税率制度係	(076) 231-2131 (内線2416)
滋賀県・京都府・大阪府 ・兵庫県・奈良県・和歌山県	大阪国税局 消費税課 軽減税率制度係	(06) 6941-5331 (内線4362)
鳥取県・島根県・岡山県 ・広島県・山口県	広島国税局 消費税課 軽減税率制度係	(082) 221-9211 (内線3760)
徳島県・香川県 ・愛媛県・高知県	高松国税局 消費税課 軽減税率制度係	(087) 831-3111 (内線409)
福岡県・佐賀県・長崎県	福岡国税局 消費税課 軽減税率制度係	(092) 411-0031 (内線4212)
熊本県・大分県 ・宮崎県・鹿児島県	熊本国税局 消費税課 軽減税率制度係	(096) 354-6171 (内線6331)
沖縄県	沖縄国税事務所 間税課 軽減税率制度係	(098) 867-3601 (内線443)

(※ 代表電話にお問合わせの上、担当部署をお尋ねください。)

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



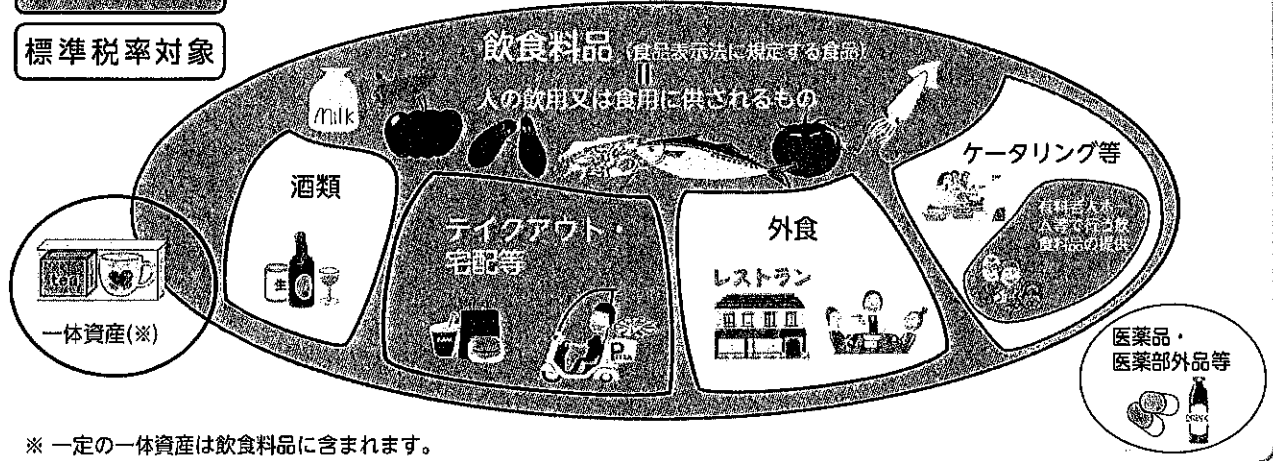
新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	借方 (円)	
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000	
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	43,200	
		②	①	③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事㈱		
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度